

令和 5 年 度

呉市内部統制評価報告書審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 5 1 6 号

令和6年8月22日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

令和5年度呉市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度呉市内部統制
評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の実施内容	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査意見	2

令和 5 年度呉市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法第150条第 5 項の規定による内部統制評価報告書の審査

第 2 審査の対象

令和 5 年度呉市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第 3 審査の期間

令和 6 年 6 月 11 日から 8 月 1 日まで

第 4 審査の着眼点

市長が作成した評価報告書について、当該評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査した。

第 5 審査の実施内容

審査に付された令和 5 年度（以下「当年度」という。）評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省〔令和 6 年 3 月改定〕）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料等を調査したほか、必要に応じて関係者から説明を聴取する、他の監査等において得られた知見を利用するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して審査した。

第 6 審査の結果

評価報告書について、第 1 から第 5 まで記載のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

第7 審査意見

1 適切なリスク管理

内部統制実施要領において、各部局で「事務処理誤り等の発生及び対応等報告書」に記録する事案を指定しているが、定期監査等については指摘事項のみを対象としており、包括外部監査についても事務ミス事案等があった指摘事項と限定している。

定期監査等における口頭指導事項等の中には、一つ一つの事案は軽微であるが全庁的に同様の事務処理誤りが繰り返し発生しているもの、不適正とまでは言えないが事務処理に疑義があるものなど、リスク管理が必要となる事案もある。また、包括外部監査の結果についても内部統制制度の整備に参考となる意見が多い。

については、各部局から報告のない事案についても主体的に情報を収集するなど、適切なリスク管理ができるような方策を検討されたい。

2 「リスクの評価と対応」に係る統一的な制度運用

内部統制の対象とすべき事務のリスクや対応策は、リスク対応策一覧で管理することとなっており、リスク対応策一覧へのリスクの追加等については、最終的に行政改革デジタル推進第2課で判断することとなっているが、各部局からの意見を尊重して採用しているため、内容にばらつきが出ている。

「リスクの評価と対応」は内部統制の基本的要素の一つであり、内部統制制度の運用において重要な部分であるため、各部局が把握した事務処理誤りのうち、どの程度の事務処理誤りをリスク対応策一覧に反映させるか等の判断基準を整備するなど、統一的な制度運用ができるような方策を検討されたい。

3 内部統制制度の浸透を図る取組及びBPRの確実な推進

当年度は管理職のみを対象とした内部統制制度に関する研修を実施したが、令和6年度に入り公表すべき事案の発生が続いたことから、実際の事案を基に事務処理上の注意点などを学び、全庁的な再発防止に取り組むため、実務担当者等を対象とした研修を複数回開催している。また、リスク対応策一覧等の活用についても紹介するなど、管理職だけでなく、実務を担う職員に対し内部統制制度の浸透を図る取組が行われている。

庁内掲示板への掲載のみによる注意喚起や周知でなく、研修による情報共有

により同様の事務処理誤りを防ぎ、内部統制制度を浸透させる取組は評価できる。

同じ事務処理誤りでも発生原因により有効な再発防止策が異なることから、なぜミスが起きたのかしっかり分析し、職員一人一人が危機意識を持って事務処理誤りの防止に努めていただきたい。

また、今後も機会を捉えた効果的な研修等により職員のスキルアップと内部統制制度の周知・浸透に努めるとともに、内部統制制度を運用していく中で把握した課題等については、職員からの意見も参考としながらPDCAサイクルをしっかりと繰り返すことにより、内部統制制度の改善・強化に取り組んでいただきたい。

あわせて、内部統制の目的の一つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」を実現するためにも、業務プロセスを可視化し、非効率的な部分を洗い出し、具体的な見直しを行うBPR（業務改革）についても確実に推進していただきたい。